

申告相談・還付申告・住民税申告 税申告に関するお知らせ

■問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

町では、確定申告開始日以前に所得税納税者向けの申告相談日を設けています。同時に還付申告、住民税申告も受け付けます。確定申告の時期は非常に混雑するため、医療費控除や住宅ローン控除等、還付申告のみの方は申告相談日をご利用ください。

なお、当日税務課職員は、確定申告書・住民税申告書の計算を行うのみです。営業・農業・不動産の収支内訳書や医療費控除等の書類を提出する場合は、事前に作成してからお越しください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用し、体調不良の場合は申告日を変更するなど、ご協力ください。

申告相談日

令和5年2月1日(水)～2月15日(水)
※土・日・祝日は除く。

場 所 役場1階 大会議室

※受付時間や必要書類など、詳細は広報1月号に掲載します。

<札幌北税務署で申告が必要な方>

還付申告であっても、利子所得、譲渡所得(土地・家屋・株式等)、山林所得、雑損控除のある方、青色申告の方は、役場では受付できません。該当される方は、確定申告の時期(2月16日～3月15日)にe-Tax(電子申告)または札幌北税務署(☎011-707-5111)で申告してください。

税務署からのお知らせ

■問合せ 札幌北税務署 (☎011-707-5111)

● 確定申告はオンラインを活用して感染防止！

税務署では、申告される方の新型コロナウイルス等の感染リスクを避けるために、パソコンやスマートフォンなどを利用した申告手続きをおすすめしています。多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、自宅で申告書を作成し、e-Tax(電子申告)や郵送で申告書を提出することができます。

税務署では、来庁せずに自宅等から申告手続きが完了する「スマホ申告」を推進しています。簡単便利な「スマホ申告」をぜひご利用ください。

詳細はこちらから→
(国税庁ホームページ)



● 国税の納付はキャッシュレス納付をご利用ください！

国税は様々な納付方法がありますが、次の①～③のキャッシュレス納付は簡単・便利に納付ができますので、ぜひご利用ください。キャッシュレス納付を利用すれば、確定申告期等の窓口が混雑する時期に、金融機関や税務署に出向くことなく、自宅や事務所で納付ができます。

①振替納税

事前に税務署または金融機関に届け出ること、振替日に預貯金口座から自動的に納付ができます。なお、一度届出を行えば継続して利用できます。

②クレジットカード納付

パソコンやスマートフォン等から、「国税クレジットカードお支払サイト」(<https://kokuzei.noufu.jp>)にアクセスし、必要事項を入力するだけで納付ができ、事前の届出は必要ありません。なお、納付税額に応じた決済手数料がかかります。

③その他の納付手段

スマホアプリ納付・QRコードを利用したコンビニ納付・ダイレクト納付・電子納税等、ご自身に合った納付手段を選択できます。

詳細はこちらから→
(国税庁ホームページ)



固定資産に関する手続きを忘れずに

■問合せ 税務課資産税係
(☎ 23 - 2333)

<償却資産（固定資産税）の申告>

令和5年1月1日現在、町内に事業用償却資産を所有する法人または個人は申告が必要です。

期間 令和5年1月4日（水）～1月31日（火）

方法 令和5年1月1日現在、所有している償却資産を申告してください。eLTAXまたは自社様式により申告書を提出された方および送付不要の申し出をされた方以外には、申告用紙等の書類を12月下旬頃に郵送します。申告用紙等は町HPからもダウンロードできます。また、eLTAXでの申告書の提出にご協力ください。

詳細はこちらから→
(eLTAX ホームページ)



※事業用償却資産とは…

法人または個人で農林業、製造業、卸売・小売・飲食業、不動産業等を営んでいる方が、事業のために用いる構築物・機械・装置・工具・器具・備品などのこと。

【主な償却資産】

パソコン、コピー機、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、ビニールハウス、陳列棚、冷蔵庫、テーブル、イス、厨房設備、テレビ、看板、外灯、側溝、駐車場舗装、旋盤、洗浄給水設備 など

<家屋（車庫、倉庫等含む）の届出>

固定資産税は、毎年1月1日現在所有する家屋に対しても課税されます。令和4年12月31日までに家屋の新築や増築、取り壊し、所有者を変更した場合は、速やかにご連絡ください。

※登記家屋は、札幌法務局江別出張所（☎ 011 - 382 - 2132）で手続き願います。

※届出を忘れると、令和5年度も引き続き課税になる場合がありますのでご注意ください。

<住宅用地の特例申告>

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要があるため、課税標準の特例措置が適用されます。利用状況が変わった場合は、速やかにご連絡ください。

○新たに適用される場合

- ・住宅を新築または増築した場合
- ・転入等により空家、別荘を居住用住宅とした場合

○適用されなくなる場合

- ・住宅を取り壊した場合
- ・住宅を店舗等に変更した場合
- ・住宅を居住用から別荘に変更した場合

介護保険料は 社会保険料控除の対象です

年末調整や確定申告の際に、該当する年にお支払いした介護保険料は社会保険料控除の対象です。介護保険料を納付した額は次のいずれかの方法でご確認ください。

①特別徴収（年金から天引き）の場合

年金保険者（日本年金機構や共済組合等）から1月下旬に送付される「公的年金等の源泉徴収票」の「社会保険料の内訳」に介護保険料額として表示されます。遺族年金や障害年金などの非課税年金から特別徴収されている方は「公的年金等の源泉徴収票」が送付されない場合があります。金額の確認を希望の方は令和5年1月中旬以降に問合せください。

②普通徴収（口座振替）の場合

介護保険係から令和5年1月中旬に「介護保険料年間納付額のお知らせ」を送付しますのでご確認ください。

③普通徴収（払込取扱票・納付書）の場合

介護保険料を納付した際の、払込金受領証（納付者控）でご確認ください。

問 介護課介護保険係（ゆとろ内・☎ 23 - 3029）

医療費通知をご確認ください

当別町国民健康保険および北海道後期高齢者医療保険では、被保険者の皆さんに「医療費通知」を送付しています。医療費通知は、日ごろの健康管理や保険医療機関等での受診履歴の確認に役立つほか、確定申告で医療費控除の申告をする際に添付することで「医療費控除の明細書」の記入を簡略化することができます。発送については、年2回、以下の時期に行います。

当別町国民健康保険	
診療月	発送月
令和4年1月～10月分	令和5年1月上旬
令和4年11月～12月分	令和5年3月上旬

北海道後期高齢者医療保険	
診療月	発送月
令和4年1月～9月分	令和5年1月上旬
令和4年10月～12月分	令和5年2月下旬

問 住民課国保・後期高齢者医療係
(☎ 23 - 2467)

道路の 除雪・排雪 作業にご協力を

～皆様のご理解とご協力をお願いします～

《間口の雪処理は各家庭で》

除雪は、広い地域を限られた時間で行うため、除雪の際に道路脇や玄関先などに雪が残ることがあります。皆様のご協力で処理をお願いします。

《道路への雪出し禁止》

車道や歩道に雪を出すと道幅を狭くし、凸凹やわだちによる交通事故の原因にもなります。雪は各家庭の敷地内か、指定の「雪堆積場」に運び処理してください。

《歩道の除雪にご協力を》

除雪車が入ることが困難な自宅前の歩道部分は、地域での自主的な除雪をお願いします。

《ごみ出しは回収時間に合わせて》

雪の中に埋められると、迅速な除雪の妨げや排雪時の除雪車の故障の原因になります。ごみは回収時間に合わせにごみステーションに置きましょう。

《川への雪捨てはやめましょう》

川へ直接雪を捨ててしまうと、降雨時や融雪期に増水し災害の原因になりますのでやめましょう。

《塀や樹木にポールや赤い布の目印を》

家庭の庭先などにある低い樹木や塀は、除排雪時に損傷させる恐れがあるので目印を表示してください。道路際にある工作物などは移動をお願いします。

《迷惑駐車はやめましょう》

1台でも路上駐車があると除雪車は立ち往生し、除排雪に支障をきたします。迷惑駐車は厳禁です。

《雪堆積場の利用について》

下川・当別太・樺戸の3カ所に雪堆積場（雪捨場）を設けます。入口は看板で表示しますが、搬入時には付近住民の迷惑とならないよう時間を守り、徐行運転を行ってください。また、雪には絶対にごみ・融雪剤を混入しないでください。詳細は広報12月号と同時配布のチラシ「令和4年度当別町の除排雪」、または町ホームページをご覧ください。

◆利用期間

12月10日～令和5年3月15日

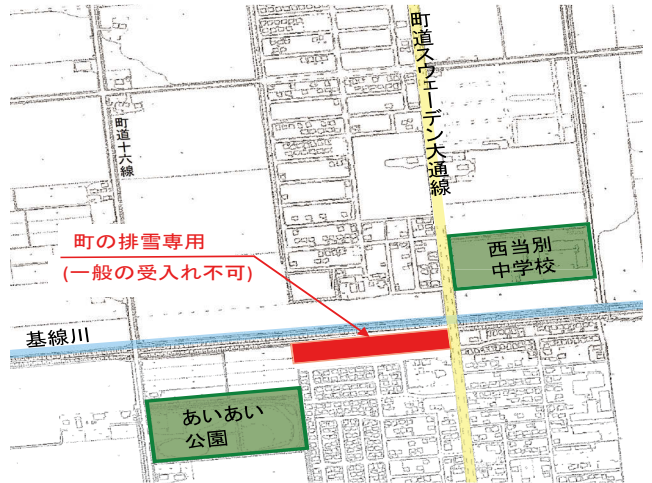
◆利用時間 8時～17時

※樺戸雪堆積場は、一般4t車以下専用です。



《新たな雪堆積場を開設します》

排雪運搬時間の短縮を図り、排雪作業の効率を向上させることを目的として、下図のとおり太美地区に町の排雪専用の雪堆積場を開設します（一般の受入れは出来ません）。開設時間は、通勤通学時間を避け9時～17時を予定しています。安全に配慮して作業を行いますのでご理解ご協力をお願いします。



除排雪重機運行に係る交通安全教室を開催

当別環境整備共同組合主催のもと、町内の1年生を対象として11月4日に西当別小学校、7日にとうべつ学園で除雪作業車による事故を防止するための交通安全教室が開催されました。子どもたちは、除雪ドーザやロータリー除雪車に触れたり、運転手からの死角に立って危険な位置を学び、除雪作業車へ接近することへの危険性を理解しました。



除雪車に近づくことは大変危険です。除雪車を見かけたら離れて歩くなどして、巻き込まれないように気をつけましょう。

◆問合せ

町道 役場建設課建設係 (☎ 23 - 3142)

当別環境整備共同組合 (☎ 27 - 5071)

国道 札幌開発建設部札幌道路事務所当別分庁舎 (☎ 23 - 2074)

道道 札幌建設管理部当別出張所 (☎ 23 - 2220)

年末年始 町の業務・施設等のご案内



■ 施設休業日

12月29日～令和5年1月3日休業

- ・役場本庁舎・第2庁舎・太美出張所・ゆとろ
- ・子ども発達支援センター・子どもプレイハウス
- ・総合体育館・西当別コミュニティセンター
- ・白樺コミュニティセンター・当別町図書館
- ・西当別分館・世紀会館・FIKA・ふれあい倉庫

12月30日～令和5年1月3日休業

- ・北欧の風 道の駅とうべつ
- ※駐車場、トイレは無休

令和5年1月1日・2日休業

- ・みどりヶ丘墓苑

■ し尿汲み取り休業日

12月29日～令和5年1月5日休業

12月15日までの申込み分は年内に汲み取ります。年末年始は大変混み合いますので、お早めに申込みください（汲み取り日の指定はできません）。

問 (有)当別清掃社 (☎ 22 - 3056)

出生・死亡・婚姻届等、戸籍関係の届出は、年末年始の休業に関わらず、役場本庁舎の警備員室で受け付けます。ただし、死亡届は8時45分～17時15分までの取り扱いです。

また、年末年始は窓口が大変混み合いますのでご了承ください。

■ 当別ふれあいバス・「月形当別線」とべ～る号

- ・運休 令和5年1月1日
 - ・土日祝日ダイヤ 12月31日、令和5年1月2日、3日
 - ・通常運行 令和5年1月4日～
- ※市街地予約型線・青山線の予約受付時間
年末は12月30日18時まで。年始は令和5年1月4日8時30分から。

問 (有)下段モータース (☎ 23 - 2630)

■ 一般家庭ごみ収集休業日

12月29日～令和5年1月5日休業

- ・粗大ごみ受け付け

12月29日～令和5年1月3日休業

- ・北石狩衛生センター自己搬入

12月29日～令和5年1月2日休業

- ・ステーション収集
- (ごみカレンダー参照)

問 環境生活課環境対策係
(☎ 23 - 2503)

広 告

◎自衛官採用案内			平和を、仕事にする。 陸海空自衛官募集
採用種目	応募資格	受付期間	試験期日
陸上自衛隊 高等工科学校 (令和5年度入校)	男子で中卒(見込含) 17歳未満の者	令和5年1月 6日(金)まで	1次試験(いずれか1日) 令和5年1月14日(土) 15日(日)※2次試験有
自衛官候補生	18歳以上 33歳未満の者	年間を通じて 行っています	受付時にお知 らせします。
江別地域事務所では自衛官募集等に関する説明を実施しています。 メールでのお問合せは右記のQRコードから ebetsu_spc@rct.gsdf.mod.go.jp			
▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 江別市野幌町40-15 G&Tビル2F ☎ 011-383-8955 役場環境生活課町民生活係 ☎ 23-3209			

広 告